

かほく市障害者活躍推進計画

機関名	かほく市（市長部局）
任命権者	かほく市長
計画期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）
障害者雇用に関する課題	令和6年6月1日現在の実雇用率は2.78%であり、国が定める法定雇用率（2.8%）を下回っているが、実雇用数は満たしている状況である。 しかしながら、法定雇用率が今後引き上げられる予定であることから、令和7年度以降も積極的な採用に努めていく必要がある。
目標	
1. 採用に関する目標	障害者である職員の実雇用率について、各年度において、当該年6月1日時点の法定雇用率以上を目標とする。 【評価方法】 毎年の任免状況通報による把握及び進捗状況を行うものとする。
2. 定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせないことを目標とする。 【評価方法】 毎年の任免状況通報によるタイミングで、人事記録等を元に把握する。
3. キャリア形成に関する目標	障害者が担当する職務の拡大を目標とする。 【評価方法】 障害のある職員の活躍する場及び新たな職務の創出について、人事記録等を元に把握する。
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	（1）障害者雇用の促進及び障害者活躍推進計画の円滑な実施を図るため、障害者雇用推進者として総務部総務課長を選任する。 （2）障害者職業生活相談員として総務部総務課職員係職員を選任する。組織外の関係機関（公共職業安定所、障害者が利用している支援機関等）と連携し、役割分担及び各種相談先を整理し、関係者間において情報を共有する。 （3）役割分担及び各種相談先については、人事異動等により変更が生じるため、定期的に更新を行う。

2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	定期的に所属長との面談を行い、障害者と業務の適切なマッチングができているかの点検を行い、必要に応じて検討を行う。
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	(1)職務環境 ・障害を持つ職員の要望を踏まえ、可能な範囲内において、職場環境を整備する。 (2)募集・採用 ・採用選考に当たり、障害者からの要望を踏まえ、障害特性に配慮した選考方法や業務の選定などを工夫する。 ・募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 ①特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ②自力で通勤できることといった条件を設定する。 ③介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ④「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ⑤特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。 (3)働き方 ・時間単位の年次有給休暇や病気休暇などの各種休暇の利用を促進する。 (4)キャリア形成 ・本人の希望等も踏まえつつ、実務研修、向上研修等の教育訓練を受講できるよう、職場内の理解促進に努める。 (5)その他の人事管理 ・年2回以上の定期的な面談を実施し、状況把握と併せて、体調配慮を行う。 ・障害者からの要望を踏まえ、障害特性に配慮した職場環境、通勤への配慮など障害者支援に努める。 ・中途障害者について、円滑な職場復帰のために必要な職場環境の整備等や通院への配慮、働き方、キャリア形成等の取組を検討する。
4. その他	国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。